

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金詳細が公表されました！」

トピックス

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金が公表されました！」

今月の
労務スケジュール

3月18日に厚生労働省から、**「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」**の詳細が公表されました。

令和2年2月27日～3月31日までの間に…

新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子供

新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供

、の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主が対象になります。

【助成金の内容】

・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × **10/10(上限は1日1人当たり8,330円)**

【申請期間】

令和2年3月18日～6月30日までになります。

雇用保険被保険者用と雇用保険被保険者以外用の2種類の申請様式があります。

提出書類につきましては、労災保険への加入が確認できる書類

雇用されていることが確認できる書類

有給休暇を取得したことが確認できる書類

年次有給休暇と同等の賃金が支払われたことの確認ができる書類

通常の賃金が確認できる書類

所定労働日や所定労働時間が確認できる書類

小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類などがございます。詳しくは厚労省 HP「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609316.pdf>

【対象となる保護者】

・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子供を現に監護する者が対象となります。

・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

【対象となる有給休暇の範囲】

・臨時休業等をした小学校に通う子供…学校の元々の休日以外の日に付与した休暇

・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供…

学校の春休み等に関わらず、令和2年2月27日～令和2年3月31日までの間に付与した休暇が対象となります。

【半日単位、時間単位休暇の取り扱い】

対象になります。子供の休校で早退した場合も、事後的に時間単位の有給の特別休暇という扱いにすると、本助成金の対象となり得ます。

【就業規則等における規定の有無】

就業規則が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

【年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い】対象になります。(ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ること必要です。)

【労働者に対して支払う賃金の額】

年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要になります。**(上限額を超える場合でも全額支払う必要があります。)**

4月の労務スケジュール

～4/30 3月分社会保険料納付
～4/10 3月分源泉徴収税額・住民税額の納付



社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan-rikenkyujo.jp>